



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部
総務課法務文書室

定期第 3 8 5 7 号 平成 2 8 年 3 月 2 3 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 9 4	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
1 9 5	指定居宅介護支援事業の廃止について届出があった件	同
1 9 6	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
1 9 7	漁船損害等補償法の規定による同意を求め るための事前届出があった件	水産振興課 漁業調整室
1 9 8	農地法施行令第 2 条第 1 項前段の算定方法 に代わるべき算定方法を廃止する件	農林水産基盤整備局 農業基盤課
1 9 9	指定金融機関の名称及び所在地等を定める 件の一部を改正する件	出納局会計課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 9	地方自治法の規定による条例の制定又は改 廃の請求及び監査の請求をする場合の県議 会議員及び知事の選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
20	地方自治法の規定による県議会の解散の請求，知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
21	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
22	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定による県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
23	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

徳島県告示第百九十四号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出
 があつた。
 平成二十八年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社夢	徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の九	ヘルパーステーションほし	徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の九	訪問介護	平成二十七年十二月二十五日	平成二十八年二月一日
株式会社エクセレントケアシステム	同 南矢三町一丁目四〇三番五	ヘルパーステーションエクセレント城西	同 南矢三町一丁目四〇三番五	同	平成二十八年一月二十九日	同 二十九日
有限会社徳島けんこう企画	同 吉野本町二丁目二〇番地一七	デイサービスセンター健康まゆやま	同 八万町中津浦一一三番地	通所介護	同 十三日	同
特定非営利活動法人ほっこりタイム	板野郡北島町江尻字妙蛇池三六二	ほっこりタイム	吉野川市鴨島町鴨島四五四八	同	同 二十九日	同
医療法人松風会	小松島市和田島町字浜塚一三二番地三	江藤病院	小松島市和田島町字浜塚一三二番地二	訪問看護	同 二十八日	同

徳島県告示第百九十五号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。
 平成二十八年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅介護支援事業者		指定居宅介護支援事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名 称	所 在 地	所 在 地	種 類			
有限会社ひかりメデイカル	徳島市中吉野町二丁目九番地七	徳島市東吉野町二丁目三二二	居宅介護支援	平成二十八年一月二十八日	平成二十八年二月二十九日	
花みずき居宅介護支援センター						

徳島県告示第百九十六号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。
 平成二十八年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社夢	徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の九	ヘルパーステーションほし	徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の九	介護予防訪問介護	平成二十七年十二月二十五日	平成二十八年二月一日
株式会社エクセレントケアシステム	同 南矢三町一丁目四〇三番五	ヘルパーステーションエクセレント城西	同 南矢三町一丁目四〇三番五	同	平成二十八年一月二十九日	同 二十九日
有限会社徳島けんこう企画	同 吉野本町二丁目二〇番地一七	ヘルパーステーションデイサービスセンター 健康まゆやま	同 八万町中津浦一三番地一	介護予防通所介護	同 十三日	同
特定非営利活動法人ほっこりタイム	板野郡北島町江尻字妙蛇池三六二	ほっこりタイム	吉野川市鴨島町鴨島四五四八	同	同 二十九日	同
医療法人松風会	小松島市和田島町字浜塚一三二番地三	江藤病院	小松島市和田島町字浜塚一三二番地二	介護予防訪問看護	同 二十八日	同

徳島県告示第百九十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十八年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（応神町加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

徳島市応神町古川字東一八七 一

坂東 善則

同 字戎子野一四 一六 アポスタ応神二〇二号

瀧川 大作

2 加入区

応神町加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

応神町漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年三月二十三日から同年四月六日まで

2 縦覧場所

徳島市応神町古川字東一〇五番地

応神町漁業協同組合

（堂浦加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳴門市瀬戸町堂浦字本浦下六三番地一七

大山 勇

同 字地廻り壱一九三番地二六

藤井 研一

2 加入区

堂浦加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

堂浦漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年三月二十三日から同年四月六日まで

2 縦覧場所

鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り式二八二番地の四

堂浦漁業協同組合

徳島県告示第百九十八号

昭和四十六年徳島県告示第二百四十九号（農地法施行令第二条第一項前段の算定方法に代わるべき算定方法）は、廃止する。

平成二十八年三月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第百九十九号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年五月十四日から施行する。

平成二十八年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表板野郡農業協同組合の項を次のように改める。

板野郡農業協同組合									
阿波市土成町									
上板支店	一条支店	柿島支店	土成支店	御所支店	北島支店	住吉支店	藍園支店	板野支店	本店
板野郡上板町	阿波市吉野町	阿波市吉野町	阿波市土成町	阿波市土成町	板野郡北島町	板野郡藍住町	板野郡藍住町	板野郡板野町	阿波市土成町

徳島県選挙管理委員会告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会

委員長 西 川 政 善

一、七八五人

徳島県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会

委員長 西 川 政 善

一七三、二〇四人

徳島県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会

委員長 西川政善

選挙区名	数
徳島	七、〇〇二人
鳴門	一六、七五二人
小松島・勝浦	一三、一五九人
阿南	二〇、六五二人
吉野川	一一、〇四六人
阿波	一〇、九四九人
美馬第一	八、七三四人
三好第一	八、一四七人
名西	八、九八〇人
那賀	二、六八五人
海部	六、二九四人
板野	二六、六五四人
美馬第二	二、八八五人
三好第二	四、一三九人

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会

委員長 西 川 政 善

一七三、二〇四人

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月十四日から施行する。

平成二十八年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会

委員長 西 川 政 善

一の表中147の項を148の項とし、43の項から146の項までを一項ずつ繰り下げ、42の項の次に次のように加える。

43	松永病院	徳島市南庄町4丁目63番地1
----	------	----------------